



ヘルメット公認申請書

年 月 日

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 御中

会社名 :

社印

(電話番号)

申請者名 :

印

下記ヘルメットについて公認申請をいたします。

記

○・□印:該当項目選択

1. モデル名称 (販売時の製品名)				
2. 型式名称 (試験成績書に記した型式名)				
3. メーカー名 (メーカーの商標)				
4. 仕様	形状 :	○フルフェイス形 ・ ○オープンフェイス形		
	帽体(シェル)の素材名 :			
	衝撃吸収ライナの素材名 :			
	あご紐留め具 :	○Dリング ○バックル ○ラチェット (その他:)		
5. 公認規格	<input type="checkbox"/> ロードレース特別推薦 <input type="checkbox"/> モトクロス特別推薦 <input type="checkbox"/> ロードレース用 <input type="checkbox"/> モトクロス用 <input type="checkbox"/> トライアル用			
6. 検査基準 ※(成績証明書添付)	<input type="checkbox"/> SNELL M2020 D/R <input type="checkbox"/> SNELL CMS2016 <input type="checkbox"/> JIS T8133:2015 <input type="checkbox"/> FRHPhe-01 <input type="checkbox"/> FRHPhe-02 その他 ()			
7. 生産または輸入開始日 (予定日)	年	月	日	<input type="checkbox"/> 開始 ・ <input type="checkbox"/> 予定 数量
8. 生産工場	生産国名 :			
	生産メーカー名 :			
	種別 :	○JIS認証工場 ○非JIS認証工場		
9. ヘルメット貼付規格ラベル	<input type="checkbox"/> SNELL <input type="checkbox"/> JIS <input type="checkbox"/> PSC/SG <input type="checkbox"/> FIM			
10. 価格	¥	(<input type="checkbox"/> 税込 <input type="checkbox"/> 税別 <input type="checkbox"/> 非市販品)		
11. サイズバリエーション				
12. エマージェンシーシステム	<input type="checkbox"/> 有り(取り扱い説明書を添付) ・ <input type="checkbox"/> 無し			

申請締切日	毎月20日必着 (12月のみ15日必着,※土日祝日に該当する場合は前日までに到着すること。)			
添付書類	1) 誓約書 (添付書類A) 2) 試験成績書 ※試験成績書はメインの(帽体)サイズのみ1点でも可。 有効期限:<JIS>申請日より3年以内のもの。<SG(車両検査協会発行)>申請日より6か月以内のもの。 3) 写真(前後面・両側面) 4) 製品カタログまたは製品の概要が分かる資料 :※後日提出可 5) 通関証明書(外国製ヘルメットの輸入前は輸入計画書を代用可。但し通関証明書は後日要提出。)			
備考	1) 申請者はレーシングスーツの製造会社及び輸入総代理店の代表者。 2) 申請者はMFJ賛助会員であること。(年度会員:4月1日~翌年3月31日 一口100,000円) ※初めて公認申請を希望する場合は、新規申請者の登録が必要。			

受付月日	競技用装備部会 部会長 確認	競技用装備部会確認	公認発効日	公認番号

誓 約 書

年 月 日

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会 御中

モデル名称 (販売時の製品名)	
型式名称 (試験成績書に記した型式名)	
メーカー名 (メーカーの商標)	

標記ヘルメットの公認申請にあたり、下記事項を厳守することを誓約致します。

住 所 :

(電話番号)

会 社 名 :

社印

申 請 者 名 :

印

- 記 -

誓約事項

1. 標記ヘルメットは別添試験成績書に示された性能を有しており、MFJ公認規定を下回る品質のものは販売しません。
2. 標記名称および型式のもとで販売するMFJ公認のすべてのヘルメットに、MFJ公認マークを貼付します。
3. 上記以外の如何なるヘルメットにもMFJ公認マークは貼付せず、また他のものおよび他の会社による使用を許可しません。
4. 公認申請料及びMFJ公認マークの貼付については、一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会の規定料金を支払います。
5. 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会が、定期または不定期に行う品質検査に従います。
6. 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会が行うどの検査に対しても、規定の検査料金を支払います。
7. 標記ヘルメットによって生じた社会的責任のすべては、申請者がこれを負います。
8. 当該年度のMFJ賛助会員に加入しています。
9. 添付の成績証明書は、原本と相違はありません。
10. MFJ公認ヘルメットは、MFJ公認競技会での使用を目的とするが、販売においては消費生活用製品安全法型式日本国内の法令を順守致します。

備考

- 1) 上記誓約事項に違反した場合は、当該ヘルメットの公認は取り消しとなる。
- 2) 公認を取り消された場合、速やかにMFJ公認マークの使用を中止し、所有または支配出来る当該ヘルメットからMFJ公認マークを取り除く。